

職業紹介手数料

求人・求職情報バンク いわさき

参考）厚生労働大臣の許可による手数料は一般的に、

受付手数料：670円

紹介手数料：就職が決定した時紹介した人の6ヵ月分の賃金の14.2%。

（月給が20万円の場合は、14.2%で170,400円）

1. 当紹介所の手数料

賃金月額	受付手数料（税込）		紹介手数料（税込）		助成金手続手数料（税別）	
	顧問先	顧問先以外	顧問先	顧問先以外	顧問先	顧問先以外
10万円未満	500円	670円	10,500円	21,000円	助成金の10%	助成金の20%
10万円以上15万円未満	〃	〃	12,600円	25,200円	〃	〃
15万円以上20万円未満	〃	〃	21,000円	42,000円	〃	〃
20万円以上25万円未満	〃	〃	31,500円	63,000円	〃	〃
25万円以上30万円未満	〃	〃	42,000円	84,000円	〃	〃
30万円以上40万円未満	〃	〃	52,500円	105,000円	〃	〃
40万円以上	〃	〃	厚生労働大臣の許可による手数料の半額	厚生労働大臣の許可による手数料のとおり (6ヵ月分の賃金の14.2%) +消費税	〃	〃

注：上記手数料の返金はありません。

2. その他

- （1）求職者からは手数料はいただきません。
- （2）当紹介所の手数料の基準となる「賃金月額」とは、基本給や諸手当の合計金額となります。
なお、残業手当や臨時に支払われるボーナス等は含まれません。
- （3）採用した場合は、雇用契約書（労働条件通知書）を作成し、その写しを送付して下さい。
- （4）受付手数料は、求人の申込みを受理した時にいただきます。
- （5）受付けた求人の有効期間は6ヵ月間とします。
- （6）紹介手数料は、雇用関係成立後14日以上勤務した場合にいただきます。
- （7）紹介手数料をお支払いいただく期限は、雇用関係成立後14日目を経過した後1ヵ月以内とさせていただきます。